

論文博士 博士論文取扱内規

(趣旨)

第1条 大阪大学大学院歯学研究科（以下「本研究科」という。）における論文博士の取扱い等については、大阪大学大学院学則及び大阪大学学位規程（以下「学位規程」という。）によるほか、この内規の定めるところによる。

(提出資格)

第2条 学位規程第3条第3項の規定により博士論文を提出できる者は、本研究科教授会における資格審査により、次の条件を満たしていると承認されたのちに、別に定める本研究科研究発表会において発表し、指導教員が認めた者とする。指導教員は、研究指導を行った教授あるいは准教授とする。

ただし、指導教員が退職または病気あるいは辞職等の不測の事態が生じた場合は、関連教室の教授あるいは准教授をもって充てることができる。

(1) 歯学又は医学の大学院の入学資格の有無にかかわらず、学位申請時において、5年以上（臨床研修医制度による期間は含まないものとする。）の研究歴のある者。

(2) 前項の研究歴とは次の各号に該当する期間とする。

- 1) 大学の専任職員として研究に従事した期間
- 2) 大学院を退学した者は、大学院に在学した期間
- 3) 研究生・医員等として研究に従事した者は、申請者が所属する講座等の教授等が証明した期間
- 4) 権威ある研究施設において、専任職員として研究に従事した期間
- 5) 研究科教授会が前各号と同等以上と認める方法により研究に従事した期間

(3) 博士論文の基幹となる知見は、最新の Journal Citation Reports に掲載され、Impact Factor を有する権威ある英文雑誌に資格審査申請時より過去3年以内に掲載された（掲載許可及び印刷中を含む）もので、提出者が筆頭著者あるいはそれと同等の著者である原著論文を基幹としなければならない。

2 博士論文の提出期間は、研究発表会における発表後1年以内とするが、期間内に提出できない者は、研究科教授会の議を経て、2年を越えない範囲で期間を延長することができる。

(提出書類)

第3条 前条による論文を提出しようとする者は、次の各号に掲げる書類等を、本研究科長を経て総長に申請しなければならない。

- (1) 学位申請書
- (2) 博士論文
- (3) 参考論文（添付を要する場合のみ）
- (4) 提出者が筆頭著者あるいはそれと同等の著者である英文論文
- (5) 論文目録
- (6) 論文内容の要旨
- (7) 履歴書
- (8) 国立大学法人大阪大学諸料金規則に定める論文審査手数料

博士論文は、提出者が筆頭著者である英文論文の全文に代えてその内容を和文もしくは英文の単独著作論文として作成したもの。

(審査委員会)

第4条 本研究科教授会は、前条により申請があり、総長から審査付託のあった論文の審査、試験及び学力の確認を行うため、本研究科教授2名以上を含む本研究科担当教員（講師以上）4名以上で構成する審査委員会を設ける。審査委員会の主査は、研究指導を行った教授あるいは准教授（第2条第1項ただし書きの場合は関連教室の教授あるいは准教授）とする。なお、審査委員会委員に不測の事態が生じた場合の取り扱いについては、別に定める。

(試験、審査)

第5条 審査委員会は、博士論文の審査が終了した後に、専攻学術及び外国語の学力に関し、大学院に置いて博士課程を終え、学位を授与される者と同等以上の学力を有することを確認するために試問を行う。

2 専攻学術に関する試問は、博士論文を中心として、これに関連のある科目について行う。

ただし、外国語に関しては、英語を課すが、学位授与申請者は資格審査申請以前に研究科が行う英語の筆記試験に合格していなければならない。

(報告)

第6条 審査委員会は、前条による論文の審査、試験及び学力の確認を終了したときは、直ちに、次の書類を添えて研究科長に報告しなければならない。

- (1) 審査報告書
- (2) 論文審査の結果の要旨及び担当者
- (3) 学力確認の結果の要旨及び担当者

(審査報告書等の配付)

第7条 研究科長は、前条による報告を受けたのち、学位授与判定を行おうとする研究科教授会の7日以上前に次の書類を各研究科教授会構成員に配付しなければならない。

- (1) 審査報告書
- (2) 論文審査の結果の要旨及び担当者
- (3) 学力確認の結果の要旨及び担当者
- (4) 論文内容の要旨

(学位授与の判定)

第8条 研究科教授会は、審査委員会の報告を受け、学位規程第15条に基づき、学位を授与すべきか否かを審議する。

附則

- 1 本規程は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 論文博士論文の取扱いに関する内規（昭和45年9月1日実施）は、廃止する。

附則

この改正は、平成元年7月1日から施行する。

附則

この改正は、平成3年5月23日から施行する。

附則

この改正は、平成3年7月17日から施行する。

附則

この改正は、平成12年7月27日から施行する。

附則

この改正は、平成21年10月1日から施行する。

附則

この改正は、平成22年10月1日から施行する。

附則

この改正は、平成25年6月20日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則

この改正は、平成26年7月17日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附則

この改正は、平成28年4月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則

この改正は、平成28年7月21日から施行する。

附則

この改正は、平成29年3月16日から施行する。

附則

この改正は、平成29年10月1日から施行する。